

入札説明書

鹿児島大学（桜ヶ丘）R I 実験施設改修機械設備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年2月26日

2 契約担当役等
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役理事 山木宏明

3 工事概要

- (1) 工事名 鹿児島大学（桜ヶ丘）R I 実験施設改修機械設備工事
- (2) 工事場所 鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号（鹿児島大学構内）
- (3) 工事内容 本工事は、鹿児島大学桜ヶ丘団地においてR I 実験施設（鉄筋コンクリート造地上2階 延べ床面積824㎡ 改修床面積654㎡）の改修に伴う機械設備工事を行うものである。なお、棟名称はR I 実験施設であるが、廃止及び除染済みであり、工事に際して特別な措置は必要ない。
- (4) 工期 令和3年8月27日（金）
- (5) 本工事は、競争参加申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札により行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難しい者で、紙入札方式参加を希望する場合は、下記7（1）①までに、以下の点を留意して紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を下記6に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）にて提出しなければならない。
 - ①当初より、紙入札方式参加を希望する場合は、下記6へ紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を提出し、契約担当役の承諾を得るものとする。
 - ②電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則認めない。ただし電子入札システムの不具合等により契約担当役が認めた場合を除く。
 - ③契約担当役の承諾結果については、競争参加資格の結果通知時（下記7（4））に行う。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び同第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る令和3・4年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の等級）が、A、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記4（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した公共事業の新営又は改修工事に伴う機械設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
 - ② 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (7) 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
 - (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の

関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他の業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 九州地区内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(7)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社 西栄設備事務所

(2) 上記4(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の

①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が以下のいずれかに該当する場合

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に

規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 担当部局

〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号

国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係

電話 099-285-7217

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる
ところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受
けなければならない。

上記4(2)の認定を受けているものについては、令和3・4年度の「一般競争(指名競争)
参加資格認定通知書」の写しを提出すること。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出するこ
とができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たして
いるときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争
参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開
札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、
本競争に参加することができない。

① 提出期間 : 令和3年2月26日(金)から令和3年3月11日(木)まで(土曜日、日曜
日及び祝日を除く。)の9時から15時まで。

② 提出先 : 上記6に同じ。

③ 提出方法 : 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、契約担当役の
承諾を得て紙入札とする場合は、上記6へ申請書、別紙様式1の紙入札方式参加
承諾願及び下記7(4)時に通知するための書留郵便代(切手)を持参又は郵送
(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)するものとする。

(2) 申請書は、別紙様式2により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績については、平成17年度以降かつ申請書及び資料の提出期限
の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別紙様式3に記載す
ること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び申請時におけ
る他工事の従事状況等を別紙様式4に記載すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補
技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を
落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはなら
ず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ又は入札の辞退を行うこと。他の工事を
落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合に
おいては、指名停止措置を行うことがある。

③ 契約書等の写し

①の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書等(契約書及び記載した工事の内容
が判断できる平面図等の資料)の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設
情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、
CORINSの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

また、別紙様式4で記載した資格に係る免許書等の写し及び上記4(5)②が確認できる資料
(健康保険被保険者証等の写し。)を提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令
和3年3月17日(水)までに電子入札システム(契約担当役により電子入札から紙入札への変
更が認められた者は書面)により通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用
しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に掲げるところに従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和3年3月24日（水）15時

② 提出先：上記6に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和3年3月31日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：令和3年2月26日（金）から令和3年3月23日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から15時まで。ただし、提出締切日については10時までとする。

② 提出先：上記6に同じ

③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

(2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。

① 期間：令和3年3月26日（金）から令和3年3月31日（水）まで。

② 場所：鹿児島大学ホームページ（<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>）に掲載する。

10 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時：令和3年3月31日（水）9時から15時まで（紙入札の場合は、正午から13時00分を除く。）

(2) 入札場所：〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学事務局4階施設部企画課総務係

(3) 開札日時：令和3年4月1日（木）13時30分

(4) 開札場所：〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学事務局2階第一会議室

(5) その他：契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。（詳細については、上記3（5）③の紙入札結果通知時に連絡を行う。）

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。（金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業者をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

13 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等の細目までを明らかにすること（別表1参照）。また、工事費内訳書には、住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載するとともに、押印すること。ただし、電子入札システムで提出する場合は、押印する必要はない。

(3) 提出された工事費内訳書について、契約担当役（その補助者を含む。）が説明を求めることが

ある。また、工事費内訳書が別表1各項に該当する場合については、競争加入者心得第29第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められて、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。（詳細については、上記3（5）③の紙入札結果通知時に連絡を行う。）
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

また、落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第2項第2号に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同条第3項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。

17 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置を行うものとする。

18 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

請負代金は、請求に基づき2回以内に支払うものとする。

21 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立工事保険契約を締結するものとする。

22 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記8（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間 : 令和3年3月31日(水)から令和3年4月9日(金)まで。持参する場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時から15時まで。
- ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口
上記6に同じ。

24 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
 - (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。
 - (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置を行うものとする。
 - (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
 - (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
 - (7) 落札となるべき同じ価格入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
 - (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
 - (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「参考数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。参考数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。
この参考数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。なお、入札説明書等に対する質問書と参考数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
また、参考数量書に対する質問において、参考数量の差異等に関わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- ① 提出期間 : 令和3年3月17日(水)から令和3年3月23日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時から15時まで。ただし、提出締切日については10時までとする。
 - ② 提出先 : 上記6に同じ
 - ③ 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することにより提出するものとし、電送(ファクシミリ)による提出は認めない。
 - ④ 回答方法 : 令和3年3月26日(金)から令和3年3月31日(水)まで。
鹿児島大学ホームページ(<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>)に掲載する。
- (10) 入札説明書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。
 - (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記とする。
 - ① システムの操作・接続確認等の問い合わせ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話: 050-5546-8368
 - ② ICカードの不具合発生の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書、応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は上記6に連絡すること。

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人鹿児島大学
契約担当役理事 山木 宏明 殿

住所
商号又は名称
代表者 氏名

印

工事費内訳明細書

工事名 : ○○○○○○○○○○○○工事

契約年月日 年 月 日
着工日 年 月 日
完成期限 年 月 日

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費						
I. ○○○○		1	式		0	
II. △△△△		1	式		0	
計					0	
共通費						
I. 共通仮設費		1	式		0	
II. 現場管理費		1	式		0	
III. 一般管理費等		1	式		0	
計					0	
合計(工事価格)					0	
消費税等相当額					0	
総合計(工事費)					0	

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

円)

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
I. ○○○○						
1. ●●●●						
(1) ◎◎◎◎						
....	0	個	0	0	
....	0	個	0	0	
....	0	個	0	0	
計					0	
(2) ◎◎◎◎						
....	0	個	0	0	
....	0	個	0	0	
計					0	
2. ▲▲▲▲						0
(1) ▽▽▽▽						0
....	0	個	0	0	
....	0	個	0	0	
計					0	
(2) ▽▽▽▽						
....	0	個	0	0	
計					0	
∫						

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第2項第2号に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者に対し、同条第3項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第3項の規定に基づき調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項